

# 平成20年4月から 後期高齢者医療制度がはじまります

## 対象者 ①75歳以上の人 ②一定の障がいがある65歳以上の人で、広域連合の認定を受けた人

対象者は4月から、現在加入している国民健康保険や被用者保険(会社などの健康保険)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。現在、老人保健制度で医療を受けている人(上記①②の対象者)は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となるため、**手続きの必要はありません**。ただし、②の対象者のうち希望する人は、認定の取消申請をすることで、後期高齢者医療制度の加入者とならないこともできます(75歳以上の人を除く)。詳しくはお問い合わせください。

## 運営・窓口

運営主体は大分県後期高齢者医療広域連合です。ただし、保険料の徴収・各種届出の受付業務は、各市町村で行います(佐伯市は保険課国民健康保険係)。

## 保険証

「後期高齢者医療被保険者証」が1人に1枚交付されますので、医療機関窓口にて提示して受診してください。4月以降は現在使っている「被保険者証」、「老人医療受給者証」は使用できなくなります。

## 保険料

被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。負担する保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「**均等割額**」と、所得に応じて負担する「**所得割額**」との合計額となります。ただし**保険料額の上限は50万円(年額)**となっています。

◎大分県における均一保険料(年額) ※保険料率は2年ごとに見直されます。

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 47,100\text{円} + \text{所得割額 } \text{基礎控除後の総所得金額等} \times 8.78\% \text{ (所得割率)}$$

## 保険料の軽減措置・激変緩和措置

○所得の低い人は、世帯の所得に応じて「**均等割額**」が軽減されます(7割、5割、2割)。申請手続きは不要です。詳しくはお問い合わせください。

○これまで保険料を負担していなかった人(被用者保険の被扶養者)は、**激変緩和措置**として後期高齢者医療の被保険者となった月から**2年間は、「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」は課されません**。さらに、平成20年度は特例措置として、**4月から9月までの6か月間は無料となり、10月から平成21年3月までの6か月間は2,300円**(均等割額の半年分から9割軽減された額)になります。

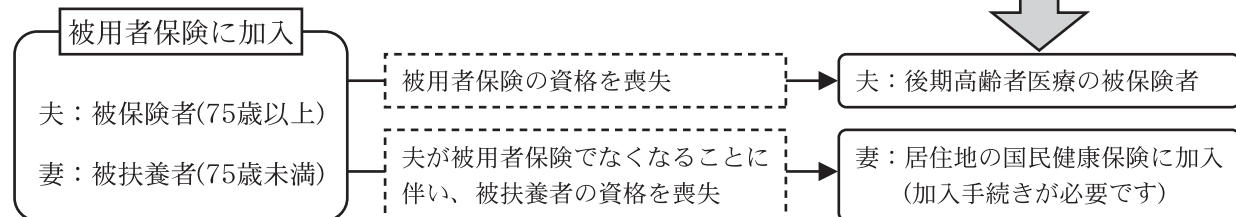
## 保険料の納め方

原則として、**年金から特別徴収(天引き)**します。ただし、年金額が年間18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人については、口座振替等で個別に市町村に納めてもらいます。

## 被用者保険(会社などの保険)に加入している対象者の皆さんへ

被用者保険に加入している被保険者(本人)が後期高齢者医療制度に加入する場合、被用者保険の資格は喪失します。その保険の中に、扶養している人(被扶養者)がいる場合は、その被扶養者も健康保険の資格を喪失することになるため、**国民健康保険への加入手続きが必要になります**。国民健康保険の加入手続きは、被用者保険の資格喪失日から**14日以内**に行ってください。

届出が遅れた場合、その間にかかった医療費が全額自己負担になる場合があります。



## 《問い合わせ》

- 大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771、097-534-1773、Eメール：oita-kouiki@ever.ocn.ne.jp、ホームページアドレス：http://www4.ocn.ne.jp/~oita-kou/)
- 国民健康保険係(本庁舎1階16・17番窓口、☎22-3199)